

次のとおり懲戒処分を行ったので公表する。

【処分1】

被処分者	部に属さない所属 係員 男性(32歳)
処分年月日	令和8年2月6日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項及び第3号
事件概要	(公務外事象) 令和7年4月12日午前0時1分頃、伊賀市与野地内の名阪国道上り車線にて時速33km超過の速度違反で検挙された。
処分内容	戒告
備考	

発表日 令和8年2月6日

【処分2】

被処分者	松阪市民病院事務部 係長級 男性(39歳)
処分年月日	令和 8 年 2 月 6 日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
事件概要	令和 3 年度から令和 4 年度までにおける松阪市民病院における一部の契約事務において、成果品の現物確認をせず請求書類等に検収印を押印し、代金支払事務を進めた事実、及びそのうちの契約 1 件については納品がされていない事実が確認された。
処分内容	減給 10 分の 1(1 か月)
備考	

発表日 令和 8 年 2 月 6 日

【処分3】

被処分者	松阪市民病院事務部 課長級 男性(52歳)
処分年月日	令和8年2月6日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
事件概要	令和7年7月17日から19日までに行った出張において、発せられた旅行命令を遵守せず、私用車を利用して用務先まで出張したうえ、出張終了後に交通手段の変更を申請することなく不正に旅費を受給したことが確認された。
処分内容	減給10分の1(1か月)
備考	

発表日 令和8年2月6日

【処分4】

被処分者	松阪市民病院事務部 係長級 男性(37歳)
処分年月日	令和8年2月6日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
事件概要	令和7年7月17日から19日までに行った出張において、発せられた旅行命令を遵守せず、私用車を利用して用務先まで出張したうえ、出張終了後に交通手段の変更を申請することなく不正に旅費を受給したことが確認された。
処分内容	戒告
備考	

発表日 令和8年2月6日

【処分5】

被処分者	松阪市民病院事務部 係員 男性(37歳)
処分年月日	令和8年2月6日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
事件概要	令和7年7月17日から19日までに行った出張において、発せられた旅行命令を遵守せず、私用車を利用して用務先まで出張したうえ、出張終了後に交通手段の変更を申請することなく不正に旅費を受給したことが確認された。
処分内容	戒告
備考	

発表日 令和8年2月6日